

『吾妻鏡』 頼家將軍記の史料論

— 諸本と原史料へのまなざし —

藤 本 頼 人

はじめに

最近見直しが進みつつある鎌倉幕府の二代將軍源頼家の時代⁽¹⁾を検討する上で、基本史料たる『吾妻鏡』の頼家將軍記の扱いは重要な問題である。その後の北条氏の実権掌握を正当化する立場にあるとされる『吾妻鏡』のうちでも、その端緒とも位置づけられる頼家將軍記には、頼家に対して批判的ともとれる記事が目立ち、頼家を「暗君」とする伝統的な評価の下地になっている。

その記述には実際と異なる内容（いわゆる「曲筆」の類を含む）も少なくないことは古くから注意されているが、特に最近の国文学研究では、北条泰時を頼家の正統な後継者に位置づける方向性のもと、頼家を端的に「悪王」として造形し、「徳人」たる泰時と対比的に描く編纂時の構想の存在も強調されている⁽²⁾。「數本 二〇二〇など」。

ただ、頼家將軍記でも、必ずしも「悪王」たる描写にはあたらない記事は多く、頼家の「悪王」化するものを一貫した構想とするには慎重を要する。そうした構想を前提とすることで、必要以上に「悪王」の先入

観に引きずられた解釈を導きかねない⁽³⁾。「龍 一九五七」。

むしろ注意したいのは、『吾妻鏡』の編纂物としての性格である。十三世紀末ごろの編纂と推定される『吾妻鏡』には、多様な原史料が用いられており、また編者サイドでの位置付け・評価や、独自の作文とみられる部分も多い。すなわち、その記述が同時代の史料に基づくのか、もしくは後発の文献に拠るのか、編纂段階での感覚の反映・脚色なのかをよく見極めた上で、評価を加えていかなければならない。

それには、確度の高いテキストを抽出し、そこからそれぞれの記事の質を検証していく基礎作業は不可欠である。そこで本稿では、近年の諸本研究と原史料研究を柱とした『吾妻鏡』史料論の成果に学びながら、頼家將軍記の史料性格の整理を試みたい。

一 頼家將軍記の諸本と仮名本の活用

(1) 頼家將軍記の漢文諸本

従来、『吾妻鏡』を用いる際、北条本を主たる底本とする新訂増補国

史大系のテキストに即して論ずるのが普通であった。だが、そこには独自の校訂や改変も含まれており、特に史料論的な分析に重きを置く場合、そのまま依拠するのはやや問題がある。少なくとも、底本をはじめ個別の写本レベルに立ち返った上での検討が必須となる³。

また、現状まとまった形で伝来する『吾妻鏡』の諸本は、いずれも様々な系統の写本を取り合わせた集成本である〔益田 一九七七〕。すなわち、同じ本の中でも巻によってテキストの質が異なるケースもあることから、巻あるいは年単位で諸本を比較し、より確度の高いテキストを基礎に進めていく必要があるだろう。そこで、まず頼家將軍記について、主要な漢文写本の状況を確認する作業から始めたい。

頼家期をカバーする主要な漢文写本としては、国史大系が底本とする北条本の巻十六・十七のほか、島津本の巻十六・十七（毛利本も同系統）、吉川本の巻十五・十六があげられる。編成は異なるものの、正治年間（正治元～二年）と、建仁年間（建仁元～三年九月）に分冊されている点では諸本共通する。

このうち、前半の正治年間については、北条本系の版本に脱落があることが早くから知られており、島津本をもとに十七世紀後半に成立した『東鑑纂（東鑑脱纂）』によって一部補われていた⁴。さらに明治末期に存在が知られるようになった吉川本には、北条本・島津本ともに見えない日条・記事が含まれる。

すなわち、漢文写本の中では吉川本が最も充実した情報を持ち、かつテキストの面でも、多少の誤写や脱字は見られるものの、北条本では表

記の不自然な箇所が適切であるものが多いことから、これを最善本とみなすことができる。したがって、吉川本を基礎に、その不備を他の写本でカバーしつつ用いるのが有効と考えられる。

一方、後半の建仁年間については、主要な諸本の間で収録された日条に異同は見られず、決定的な差はないが、正治年間は比較的良質とみなした吉川本にも誤脱がかなり目立ち、テキストの質はやや落ちる。北条本も原本には誤脱が多く、墨書・朱書による数度の校訂が入って現状に至っている。その点で、現状の情報としては北条本がやや充実しているが、吉川本の方が表記の適切な箇所も少なくないから、両本および北条本に近い島津本などを相互に補完しながら用いていく必要がある。

ただ、そのみでは問題が十分に解決されるわけではない。この範囲には、諸本間で大きな異同のない記事に、共通して文意のとりにくい箇所が複数みられる。すなわち、伝写過程の早い段階で質の良くない写本が成立し、それが流布した結果、現存する漢文写本はいずれもその系譜を引くものになったと考えられる。そのため、現存の漢文写本どうしの付き合わせによる校訂には限界がある。

そうした中で、重要な手がかりとして浮上するのが、これまでほとんど注目されていなかった近世の仮名写本である。

（２）八戸南部家旧蔵仮名本『東鏡』の活用

近世には、『吾妻鏡』を読み下して年単位で分冊した仮名本が作成され、複数の大名家などに所蔵されていた。そのうち特に八戸南部家に伝

来した『東鏡』（南部本、八戸市立中央図書館蔵）は、最近進められた諸本の悉皆的調査を通して、その重要性が明らかになった。

第一に、吉川本と同系統の底本になる巻も含まれており、現存の漢文写本では吉川本に限られる記事について、それを校訂する唯一の手がかりとなることが確認された「高橋 二〇一八」。第二に、諸本間で記事の出入りが激しい部分について、吉川本にあって島津本に落ちている記事、逆に島津本にあって吉川本に落ちている記事を、南部本がともに備えていたり「井上 二〇一八」、従来知られていなかった新出の日条・記事も含まれるなど、記事の構成・内容が最も充実した巻もあることが確認された。

すなわち、南部本には、現存の漢文写本よりも良質の底本を用いたと解される巻もあり、既知のテキストの検証・校訂材料としても有効であることが判明したのである。そしてその有効性は、諸本間の差が比較的小ない巻にも認められるだろう。そこで、頼家将軍記の記事について、南部本を用いて検証してみよう。⁽⁶⁾

正治年間（巻十六・十七）は、記事の構成が北条本とほぼ一致しており、北条本と同系統の底本を用いたとみられる。そのため吉川本との対照には不十分だが、それでも文末の【付表】（1～17）には、誤写や脱字の存在が窺える異同もあり、やはり検証材料として軽視できない。

一方、建仁年間（巻十八・十九・二十上）も、基本的には北条本に近い系統の底本に拠っているとみられるが、先述のようにこの範囲は、諸本に共通して不自然な箇所が目立つところでもある。そこで、一例とし

て特に記事の趣旨に大きく関わる事例をとりあげ、両者を比較してみることにしよう。なお、以下にあげる記事は、すでに高橋秀樹編『新訂吾妻鏡』四にも反映されているが、頼家将軍記における重要な問題であることから、改めて具体的に検証したい。

（3）事例1 建仁元年二月三日条

史料1—① 北条本、同日条（傍注の「キ」は吉川本の表記）

三日、甲申、^a未尅、掃部入道・佐□木左衛門尉定綱・小山左衛門尉朝政（為大番勤仕在京）、朝親行幸仙洞（二条殿）、春宮十・七条院一宮^{（宇四）}等同臨幸、爰越後国住人城四郎平長茂^{（案七）}（城四郎助国四男）引率軍兵、围朝政三条東洞院宿廬、朝政供奉行幸留守程也、所残留之郎従等禦戦之間、長茂引退、即行幸還御以前、推参仙洞、^{（明七）}閉四門、^b申可追討関東之宣旨、然而依無勅許、長茂逐電、有清水坂之由風聞之間、朝政等雖馳向、不知行方云々、^c彼使者先到着大官令亭、次参御所、此間諸人群参、鎌倉中騷動、依被加制止、入夜静謐云々、

記事そのものは諸本間に大きな異同はないが、これを素直に読むと、二月三日の未刻に京都で朝親行幸があり、その際、城長茂が小山朝政の宿所や院御所に乗り込む事件が起きた、ということになる。だが、これらは実際には正月二十三日の出来事である上に、傍線^aでは親能ら三人の行動が理解できず、また波線部の鎌倉の話との時間的な関係も含めて明らかに問題がある。とはいえ諸本が共通してこの状態であり、『大日

本史料』でも「脱字アラン」と注記するにとどめている。そうした中で、傍線aについての南部本の読み下しは重要である。

史料1—② 南部本巻十八、同日条（部分）

三日、きのえさる、^aひつじのこくに、掃部入道（ちかよし）・佐々木左衛門尉定綱・小山左衛門尉朝政（大番勤仕のためにぎい京す）

等がひきやく、京都よりさんちやくし申ていはく、去ぬる月廿三日

いぬの剋、朝靦の行幸（仙洞ハ二条殿）、春宮、二の宮・七条院一宮等おなじく臨幸、ここにえちこの国の住人城四郎平長茂（城

四郎助国が四男）ぐん兵をいんぞつし、朝政が三条ひがしのとう院の宿廬をかこむ、（中略）長茂ひきしりぞき、行幸くはんぎよいぜ

んに仙洞にすいさんし、四門をとちて、関東ついたうのせんじをたまふべしと申す、（下略）

①と異なる部分を太字で示している。ここでは、二月三日の未刻が親能らの飛脚の鎌倉到着日時であり、朝靦行幸は正月二十三日であったことが正しく理解できる文脈となっている。すなわち、本来「等飛脚、自京都参着申云、去月廿三日戌剋」のような形であった部分が伝写過程の早い段階で脱落し、その系統の写本が広く流布して現存の漢文諸本のものになったが、一方で南部本につながる本は、脱落が生ずる前の状況を保った良質なテキストを伝えていたとみなされる。

また、北条本で抹消された「二」は、「二宮」（長仁親王）の「宮」が脱落して意味が通らなくなり、衍字と解されたこと（吉川本も同様）、さらに傍線bの長茂が宣旨を求める場面も、南部本の底本は「申可給関

東追討之宣旨」のような形であったことも見て取れる。ともあれ、諸本に共通して脱落が想定される部分を正しく伝えている点で、南部本の存在意義をよく示している。同様の事例は他にもあげられる。

（4）事例2 建仁二年六月二十五日条

史料2—① 北条本、同日条（部分）

廿五日、戊戌、陰、（中略）於東北御所有勸盃、（中略）知康進御前、取銚子、勸酒於北条五郎時連、此間酒狂之余知康云、北条五郎者、云容儀、云進退、可謂拔群処、実名太下劣也、時連之連字者、貫錢貨儀歟、貫之依為番仙、訪其芳躅歟、旁不可然、早可改名之由、將軍直可被仰之云々、全可改連字之旨、北条被諾申之、

北条時房が時連から改名した経緯に関する、鞠会後の酒宴での逸話である。後述するように、この話自体史実とはみなし難いが、ここに見える限りでは、酒に酔った平知康が「時連」の名は「下劣」として改名を勧め、頼家にも直接命ずるようけしかけると、時連が「連」の字を改めます」と承諾した、という内容になる「五味他編 二〇〇九」。その場にあった頼家の反応が定かでなく、三者のやりとりとしては不自然な感があるが、その傍線部の南部本の読み下しは次の通りである。

史料2—② 南部本第十九、同日条（部分）

廿五日、つちのえいぬ、くもる、（中略）ひがしの小御所にをひて勸盃あり、（中略）知康御前にす、ミテ銚子をとり、酒を北条五郎時連にす、む、この間酒狂のあまりに、知康がいはいく、（中略）は

やく改名すべきよし、將軍しやうぐんちきにおほせらるべしと云々、金吾入興きんごにゅうきやう

し給、連つらの字をあらたむべきむねおほせらる、北条五郎ほつじやう諸申しよしんさると

云々、

この場合、知康のくだりに「入興」した頼家が、時連に「連」の字を改めるよう命じ、時連も応じた、というように、漢文諸本に比して自然な展開が復元できる。すなわち、これも伝写過程で「金吾入興給、被仰」の部分が脱落して文意が変わってしまったこと（漢字写本の「全令」は「金」の誤写か）、また「可改連字」は本来、頼家の発言という設定であつたことが読み取れる。

(5) 事例3 建仁三年六月二十四日条

史料3—① 北条本、同日条

廿四日、庚申、江兵衛尉能範（定綱）為使節上洛、是『〇頼』全成可誅之（源法全成）
由、被仰相模權守・佐々木左衛門尉等故也、（定綱）

頼朝の弟阿野全成の誅伐事件に関わる記事である。傍線部について北条本の原文では、京都の源仲章・佐々木定綱に「全成可誅」と指示したという文脈であつたが、直前の二十三日条に八田知家が全成を誅殺したとあることと矛盾する。そのため、七月二十五日条に「播磨公頼全〔全成法橋息〕」誅殺の報告があることや、傍線部を「頼全可誅之由」とする島津本系統の写本の状況（吉川本も同様）⁸を踏まえてか、朱書で「頼」を補入して「成」を抹消したり、頭注「全成息」を付したりといった校注が施されている。それでも、これまで全く情報のない頼全を

いきなり名指しし、その誅殺を京都に指示するのは唐突である。そこで、南部本の当該記事を見てみよう。

史料3—② 南部本第二十上、同日条

廿四日、かのえさる、江兵衛尉能範（よしのり）しせつとしてしやうらくす、是全成法橋の子息等京都にあるよし、ふうぶんのせつあるによつて、これをさがしとめ誅す（ちゆう）へきよし、さがミの権（ごん）のかミ・佐々木左衛門尉等におほせらる、ゆへなり、

これによれば、全成の子たちが京都に在るとの情報を得た幕府が探索・誅伐を命じた、という内容になる。すなわち、本来は「全成」に続けて、「法橋子息等京都由、依有風聞説、探求之」のようになっていたが、伝写過程で脱落して前日条との矛盾が生じ、諸本では種々の校訂・注記が施されて現況に至つた、ということだろう。

ここで取り上げた記事の趣旨を左右する事例に加え、建仁年間については文末の【付表】（18～80）に示すように、異同のある箇所は少なくとも六十余日分にのぼる。それらのうちには、従来は解釈に多少の無理が伴つた不自然な箇所を修正しうるものも少なくない。

このように、南部本を比較材料に加えることで、既知の漢文諸本に共通して問題のある部分の誤脱をただし、より確度の高いテキストに引き上げることも可能である。頼家將軍記に限らず、南部本から得られる情報を通して、『吾妻鏡』を用いた研究がさらなる進展をみることは疑いない。よって以下の考察でも、南部本の情報も念頭に置いた上で、論を進めていくこととする。

二 天候記載をもつ記事と原史料

(1) 天候・時刻記載と原史料

後世の編纂物である『吾妻鏡』の記事を読み解く上で、前章で取り上げた諸本の分析、テキストの検証とともに、記事の原史料をめぐる分析も欠かせない。この点についても、古くから多彩なアプローチが試みられてきたが「八代 一九一三など」、特に近年の高橋秀樹氏による一連の作業は、その水準を飛躍的に上昇させた「高橋 二〇〇六他」。

例えば『吾妻鏡』の主要な原史料として指摘されている幕府吏僚などの日記類「五味 二〇〇〇など」については、必ずしもその現物が残るわけではなく、実証は容易ではない。そうした中で、日記類が利用された形跡を読み取る指標として高橋氏が注目するのが、日次記の基本的な書式に対応する天候・時刻の記載を伴う日条である。

頼家將軍記の場合、計二八九日分におよぶ記事のうち、半数近い一三四日(四七%)が天候記載をもつ(表1)。頼朝將軍記が全体で五%、多い年でも一五%に過ぎないのに対して、天候を伴う日の割合が飛躍的に高まっているのは、文書を多用する頼朝將軍記とは編纂方式が異なり、日記類に基づく記事が増加したことを示唆する。つづく実朝將軍記(全体で四七%強)、頼経將軍記(四八%)、頼嗣將軍記(例外的に低い年を除き平均五一%)もこれに近い状況になっており、これらはおおよそ共通する編纂方式になると考えられる⁽⁹⁾。また、十二支による具体的な時刻の記載のある日条が四十日近くを数え、そのうち半分強には天候記載もあるが、実朝將軍記などでは天候記載と時刻表記との密接な関係

【表1】頼家將軍記と天候・時刻 (高橋 2007・2011 を参照)

	期間・年次	日数	天候	天/日	時刻	時のみ
頼朝	全体(1180-95)	1761	97	5.5%	102	75
頼家	全体(1199-1203)	289	134	46.5%	38(66)	16(24)
	正治元(1199)	58	31	53.4%	6(11)	2(4)
	正治2(1200)	71	35	49.3%	8(19)	3(4)
	建仁元(1201)	50	32	64.0%	7(11)	2(2)
	建仁2(1202)	55	20	36.4%	4(9)	2(5)
	建仁3(1203)	54	16	29.6%	13(16)	7(9)
実朝	全体(1203-19)	929	439	47.3%	138	26
	前半(1203-12)	506	173	34.2%	50	12
	後半(1213-19)	423	266	62.9%	88	14
頼経	全体(1219-44)	2001	967	48.3%	493	209
頼嗣	全体(1244-52)	673	227	33.7%	98	42

- ・「天候」=天候記載のある日数、「天/日」=天候記載のある日の割合
- ・「時刻」=十二支の時刻表記を含む日数。頼家將軍記の()内は、これに他の時間を示す表記(「秉燭」「入夜」など)も加えた合計の日数
- ・「時のみ」=時刻表記はあるが天候記載のない日の数

が認められることから、日記類に基づく可能性がより高まるとされる「高橋 二〇〇七」。頼家將軍記でも、十二支以外の時間表記を加えると、天候記載との連動がより顕著になるので、同様に考えてよいだろう。

ただ、頼家將軍記については、時期的な偏りのあることも見落とせない。【表1】に示すように、年次別にみると、正治年間から建仁元年までは天候記載を持つ日条の割合は比較的高いが、建仁二・三年はその割合が大きく低下する。

実朝將軍記でもこの傾向が数年続き、後に割合が高まっていくことからみて、頼家將軍記の後半から実朝將軍記の初期にかけての期間は、原史料となるべき同時代の日記類の残存状況や記事の質量に恵まれなかった、という事情の存在が考えられる。すなわち、頼家將軍記中でも、時期によって原史料の質がやや異なるとみられる点

には、注意しておく必要がある。

次に、頼家將軍記中の天候記載を伴う日条で扱われる記事の内容について見てみよう。高橋氏は、大まかな傾向として、京都の情報、幕府の恒例・臨時行事、鶴岡八幡宮および幕府関係寺社の記事、鎌倉殿頼家の動向、天変、事件・合戦の報告、に分類し、それぞれ原史料となる日記・記録類の存在を想定している〔高橋 二〇〇六〕。

頼家將軍記の原史料となる日記類の候補としては、政所吏僚で政子の側近にも仕えた二階堂行光や、問注所執事三善康信の日記があげられている〔五味 二〇〇〇〕。そうした幕府吏僚の日記が用いられたとする場合、それに基づくと思われるのは、右の分類のうちでも幕府の恒例・臨時の行事、頼家や政子の動向であろう。また、寺社関係の記事についても、頼家・政子や幕府要人の行動と重なるものが目立ち、後の問注所執事三善康有の日記『建治三年記』にも同種の記事が見えることを踏まえても、幕府吏僚の日記に書き留められていて不自然ではない。

一方、京都の情報については、下向した飛脚や使者が伝える形をとりながら、具体的内容は『明月記』など京都の公家日記に拠っている事例のあることはよく知られる〔益田 一九七一・五味 二〇〇〇〕。頼家將軍記でも、京都で起こった藤原親能の郎等が若狭前司保季を殺害した事件を扱った正治二年四月八日・十日条は、『明月記』を利用した作文とみられるのをはじめ、公家日記をもとにした可能性のある記事は数件認められる。ただ、飛脚や使者の鎌倉到着までも公家日記のみによって記すのは難しく、『建治三年記』でも、飛脚・使者や幕府の重要人物の出

入りがかなり記事化されていることを踏まえると、鎌倉側で記録された情報と、公家の日記類を組合せて構成したとみるのが自然だろう〔益田 一九七一・高橋 二〇一一〕。

（2）雄弁に語る人々

このように、天候記載を有する日条は、基本的には日記類を原史料に想定しうる。とはいえ、同一の日条でも複数の内容で構成される記事や、右に触れた京都の情報のように、一つの話題について複数の原史料を組合せたとみられる記事の存在を念頭に置くと、天候記載があることをもって、その日条全体が同時代の日記類に基づくとみてよいわけではない、という点は注意を要する〔高橋 二〇一五・二〇一九〕。

特に頼家將軍記では、北条政子・泰時らのインパクトに富む発言が見える日条に、天候記載を伴うものが多い。けれども、仮に幕府吏僚の日記を原史料にしたとして、そうした日記に発言の一部始終が書き留められたかどうかは疑問である。そこで、特に著名な会話の記事について検討してみたい。

① 頼家を叱責する政子

正治元年八月十九・二十日条には、安達景盛の妾に横恋慕した頼家が、讒言により景盛を討とうとしたため、政子が間に入り、景盛の父盛長の甘縄宅に赴いて事を収めるとともに、「楚忽之至、不義甚也」（二十日条）などと頼家を叱責する場面がある。頼家の「暗君」ぶりを示す代

この騒動に関係する日条にはすべて天候記載があり、盛長宅への渡御、逗留、還御といった両日の政子の基本的な行動については、日記類に基づくとみてもよからう。

しかしながら、あたかも政子の「肉声」を書き留めたかのような会話は、「倦政道而不知民愁、娯倡棲而不顧人謗」(二十日条)のように、不説助字も用いながらかなりの文飾が施されており、政子自身の生の言葉がそのまま記録されたとはみせないものである[高橋 二〇一五]。『吾妻鏡』の編纂時には、例えば承久の乱での演説シーンのように、早い段階から伝承化した「政子説話」ともいべき言説が流布していたと考えられるが[黒嶋 二〇一四]、この会話についても、そうしたものの一端が記事に取り込まれた可能性がある。すなわち、政子の発言部分については、この件に関わる言説、あるいは独自の作文によるとみるべきであり、割引が必要であろう。

② 平知康をめぐる

頼家周辺で蹴鞠が盛んだった建仁二年六月、政子は鞠会を見るため自ら御所に足を運んだ(六月二十五日条)。鞠会は大いに盛り上がったが、翌日、自邸に戻った政子は態度を一変、後白河院の近臣であった平知康について苦言を呈したという(二十六日条)。

原因は先述の鞠会後の酒宴での一幕にあった。酔った知康が時連に改名を勧め、頼家に「將軍直可仰之」とけしかけると、頼家も乗ってこれを命じ、時連も承諾した(二十五日条、史料2-①・②)。これに政子は、知康が「独歩の思」をなすのは非常にけしからぬ、このような者を親し

く仕えさせているのは、頼朝の遺志に背くものだ、とおかんむりであった、というのである(二十六日条)。

だがこの話も、その史実性には問題がある。まず知康の発言の部分で、この時点ではまだ「將軍」になっていない頼家を「將軍」と表現しているのは(頼家の征夷大將軍補任はこの翌月)、この話自体が後世に成立した言説に取材していることを物語る。おそらく、時房への改名に関して、後にこのような逸話が知られていたのだろう。いずれにせよ、当日の日記に記された会話文ではありえない。

また政子は知康について、「伊予守義仲襲法性寺^(住)殿、依致合戦、卿相雲客及恥辱、其根元起於知康凶害也、又同意義経朝臣、欲亡関東之間、先人殊令憤給、可被解官追放之旨、被経奏聞訖、而今忘^(宋金告)「彼」先非、被免昵近、背亡者御本意」として、義仲が起こした法住寺合戦が彼の「凶害」に起因するものであり、また義経への同意により激怒した頼朝が解官・追放を後白河院に申し入れた経緯を述べている(二十六日条、「ホ」は北条本による)。

しかしこれも、『延慶本平家物語』には、法住寺合戦後に鎌倉に下向した大江公朝が、頼朝に「知康カ凶害ニテ今度ノ乱ヲ発シタル」ことを述べると、驚いた頼朝は「サ様ノ者ヲ猶モ近ク召仕セ給ワムニライテハ、自今以後モ僻事出クヘシ、知康召仕セ給ヘカラ」と院に奏したとして、同趣旨の内容が公朝による頼朝への弁明という設定で登場する。^(又脱文)⁽¹⁰⁾すなわち、知康の評価に関する同源の逸話が、『吾妻鏡』では政子、『延慶本平家物語』では公朝の口を借りる形で取り込まれたとみるのが妥当

だろう。したがって、これも政子による実際の発言とは認めがたい。

これも両日の記事には天候記載があり、基本的な動静については日記類に基づくとしても、知康や政子の会話は、両日の出来事にかけて別に加えられたとみるべきだろう。

③ 忠臣は二君に事えず

右のように、特定人物の会話が、当時よく知られた言説を盛り込む形で構成されたと思しき事例は、他にも認められる。

頼家期の大きな騒動として、御家人集団の弾劾を受けた梶原景時が鎌倉を追放され、滅亡した事件があげられる。『吾妻鏡』ではそのきっかけを、頼朝供養のための唱名を主宰した結城朝光が「吾聞、忠臣不事二君云々、殊蒙幕下厚恩也、遷化之刻、有遺言[※]之[※]間、不令出家遁世之條、後悔非一、且今見世上、如蹈薄氷」(正治元年十月二十五日条)と述べたことについて、景時が譏言したことに求める(同月二十七日条)。窮地に陥った朝光は三浦義村に相談するが、その中で、「謂二君者、不依必父子兄弟歟、後朱雀院御惱危急之間、奉讓御位於東宮(後冷泉^ナ院)御、以後三条院被奉立坊、于時召宇治殿、被仰置兩所御事、於今上御事者承之由申給、至東宮御事者、不被申御返事云々、先規如此」と、自身の発言について後三条院立太子の際の先蹤をあげて説明したという(同日条、「ナ」は南部本による)。

この騒動も、関係する日条にはほぼ天候記載があり、部分的に日記類が利用された可能性は高い。だが右の朝光の発言については、『古事談』などに同趣旨の説話の存在が知られており、それを参照したか、同源の

説話をもとにした可能性があるという^①「河内 二〇〇七」。そもそもこの件は、『史記』に由来する「忠臣不事二君」をはじめ、全体に漢語的な表現が目立ち、またその後の朝光の立場にも変化が見られないことを考えても、ことの顛末のすべてが実際のものというわけではなく、種々の典拠・言説に依りつつ脚色された部分も多く含むとみなされる。

④ 広元も涙した泰時の発言

次に泰時の場合、頼家の失政・愚行ともとれる言動と対比するかのよう^②に、泰時による模範的な言動が描かれる場面が見られ、これらは泰時の顕彰目的で挿入されたものと考えられている「五味 二〇〇〇」。

その泰時の発言でも特に問題があるのが、先述の若狭前司保季殺害事件をめぐる発言である。大江広元が犯人の扱いについて北条義時に意見を求めた折、泰時も「為郎従身、殺害諸院宮昇殿者、於武士又非指本意、白昼所行罪科重哉、直召進使庁可被誅者歟」と述べ、それを聞いた広元は感歎して落涙に及んだという(正治二年四月十日条)。

この日条にも詳細な天候記載があるが、先述の通りこの事件に関する記事は、かなりの部分が『明月記』からの引き写しであることが明らかになっており、広元が涙したという泰時の発言部分も、実際には『明月記』中の表現を借りた作文とみられる「益田 一九七一・五味 二〇〇〇」。すなわち、泰時を顕彰する目的で、その発言自体が捏造されたものであった^③。

このように、頼家將軍記に見える著名な会話文のうちには、漢語的な表現を駆使して文飾が施されたものや、他の文献や説話的な伝承・言説

から引いてきて作文されたと思われるものが少なからず含まれる。こうした会話は、特に伝記類などで人物像を説く上で多用され、その真偽を疑うことなく取り上げられるケースも見受けられる。もちろん、そこには編纂段階のイメージや考え方を一定程度反映している部分もあるとは思われるが、それらがはたして現実のものか、慎重に検証した上で用いる必要がある。

ここで検討した会話文以外にも、天候記載のある日条に、編者サイドの評語など後世の視点からの記述や、日記類とは別の情報源に基づく記述が加わっているケースは少なくない。同じ日の記事でも、文脈ごとに情報源を丹念に吟味しながら読み進めていく作業が求められるだろう。

三 天候記載のない記事と史料Ⅰ 後発的な記録類

右のように、天候記載のある日条でも全体が日記類に拠るわけではない一方で、頼家將軍記では、天候記載のない日条にも、先の高橋氏による各分類に該当する記事がかなり多い点は、気にかかる点である。

例えば、幕府の恒例・臨時の行事や頼家の動向に関しては、天候記載のある日条とない日条が混在しており、一概にまとめるのは難しい。だが、記事の内容を精査すると、特定の話題を扱った記事に天候記載のないものが集中する傾向があり、話題単位の記事のかたまりがいくつか検出できそうである。とすると、伝写過程での欠落などの例外的な要因では処理できず、原史料段階に遡る事情を想定すべきだろう。

そこで少し見方を変えて、話題としては日記類に拠っていてもおかし

【表2】源氏將軍段階の枕飯記事と天候記載

	年	元日	2日	3日	備考
頼朝	建久2	×千葉常胤	×三浦義澄	×小山朝政	5日×
	建久3	×	(記事なし)	(記事なし)	
	建久4	×千葉常胤	(記事なし)	(記事なし)	
	建久5	×足利義兼	(記事なし)	(記事なし)	
	建久6	×足利義兼	×千葉常胤	×小山朝政	
頼家	正治2	×北条時政	×千葉常胤	×三浦義澄	4・8日×, 13・15・18日○(別件あり)
実朝	元久2	×北条時政	(記事なし)	×千葉成胤	
	建暦元	×北条義時	×大江広元	×小山朝政	
	建暦2	×北条義時	×大江広元	×小山朝政	
	建暦3	○大江広元	×北条義時	×北条時房	4日×(和田義盛), 1日は別件あり
頼経	貞応元- 寛元2	○19例 ×3例	○11例 ×6例	○10例 ×5例	貞応元年→7日○, 8日× 元仁元年→4日○

○=天候あり, ×=天候なし, 人名=沙汰人。頼経將軍記は全期間を通した総数で示している

くないが、天候記載のない記事に注目することで、原史料の問題を今少し深入りして考えてみたい。

① 年始の枕飯〔表2〕参照

幕府の行事に関する記事で特に興味深いのは、正治二年に集中する年始の枕飯の記事に、ほぼ天候記載がない点である。例えば同年正月一日から八日まで毎日枕飯の記事が続くが、天候記載は全くない。同年はさらに十三・十五・十八日条にも枕飯の記事があり、この三日分には天候記載があるが、いずれも別の話題(頼家の動向)とセットになっている。

枕飯の記事が恒常的に見える頼経將軍記以降は、枕飯のみを内容とする日条でも多く

【表3】頼家將軍記中の蹴鞠関係記事

	日付	天候	場所	参加者	回数	別件	特記事項
1	正治 1. 11. 18	晴	能員宅	A	×	有	
2	正治 1. 11. 19	陰	能員宅	D	×	有	人数同昨日＋個別
3	正治 2. 6. 16	霽	広元亭	A	×	有	京から鞠取寄せ
4	建仁 1. 7. 6	晴	御所	A	×	×	百日御鞠開始
5	建仁 1. 9. 7	霽	——	——	——	×	紀行景鎌倉着
6	建仁 1. 9. 9	晴	御所	——	——	×	頼家、行景と対面
7	建仁 1. 9. 11	快霽	御所	A	×	×	紀行景参着後初
8	建仁 1. 9. 15	晴	御所	B	△	有	
9	建仁 1. 9. 20	晴	御所	B	○	有	「抛政務」
10	建仁 1. 9. 22	陰	(御所)	C1	×	×	泰時、能成に苦言
11	建仁 1. 10. 1	晴	御所	A	○	×	
12	建仁 1. 10. 21	×	御所	A	○	×	
13	建仁 1. 11. 2	晴	御所	BC1★	○	×	
14	建仁 1. 12. 18	×	御所	C1★	○	×	
15	建仁 2. 1. 10	×	(御所)	A	○	×	御鞠始、装束記載
16	建仁 2. 1. 12	×	(御所)	C1	○	×	三善康清宅に移動
17	建仁 2. 1. 29	×	親能宅	——	——	×	政子の制止で中止
18	建仁 2. 2. 20	×	——	—(B)	——	×	相模国積良辺へ
19	建仁 2. 2. 21	×	——	——	——	×	積良の柳を移植
20	建仁 2. 2. 27	×	鶴岡	B	○	×	鶴岡別当が鞠足饗応
21	建仁 2. 3. 8	×	御所	C2★	×	有	「此御会連日儀也」
22	建仁 2. 3. 14	×	(御所)	C1	○	有	
23	建仁 2. 3. 15	×	(御所)	×	○	有	終日
24	建仁 2. 4. 13	晴	親能宅	A	△	有	風烈、南風頗扇
25	建仁 2. 4. 27	×	(御所)	C2	○	×	頼家の小鞠の技術
26	建仁 2. 5. 20	×	御所	A	○	×	時連らは脚気で見証
27	建仁 2. 6. 25	陰	御所	A	○	有	夕立あり、政子入御
28	建仁 2. 7. 29	×	(御所)	A	○	×	
29	建仁 2. 8. 21	×	(御所)	C2★	○	×	
30	建仁 2. 9. 10	霽	(御所)	A	○	有	三ヶ度（朝・昼・夕）
31	建仁 2. 9. 15	×	御所	A	○	有	頼家・行景小鞠勝負
32	建仁 2. 10. 8	晴	康清宅	×	×	有	水たまりがあり不調
33	建仁 2. 10. 29	×	御所	——	——	×	御所北壺に切立設置
34	建仁 3. 1. 2	晴	康清宅	A	×	有	頼家御行始
35	建仁 3. 1. 20	×	康清宅	BC2★	○	有	
36	建仁 3. 2. 16	×	(御所)	A	×	×	
37	建仁 3. 3. 4	×	康清宅	A	×	有	
38	建仁 3. 3. 26	×	康清宅	A	×	有	「此間隔日御鞠也」
39	建仁 3. 4. 21	×	(御所)	A	×	×	
40	建仁 3. 5. 18	×	鶴岡	C2★	×	有	
41	建仁 3. 5. 29	×	康清宅	A	×	×	頼家不在
42	建仁 3. 7. 18	×	御所	A	×	×	「今日以後無此会」

参加者欄→A：個別に記載，B：代表者（「○○以下」など），C1：「人数同前」，

C2：「人数如例」，D：その他，——：鞠会なし

C1・C2の後の★は、直前の日条を受けていないもの（蹴鞠以外の話題）

回数欄→○：数字で記載，△：数字なし，別件欄→有：同日条に蹴鞠以外の内容を含む

が天候記載を伴い、また『建治三年記』や康有の子時連の『永仁三年記』にも記述があるから、日記類に記されるべき事項といえるが、記事が散発的な実朝將軍記までは、椀飯のみで構成される日条にはほぼ天候

記載がない。それとは対照的に、頼家・実朝將軍記中、正月一日～三日条で天候記載を伴うもの（建仁三年、建永元年）には、椀飯の話題がほぼ見えないことを踏まえると、ここで用いられた天候記載をもつ日記類

からは、椀飯の情報とはほとんど得られなかったと解される。

とすると、源氏將軍段階の椀飯の記事は、基本的には同時代の日記類ではなく、椀飯などの儀礼に特化した部類記など、後発的な記録類を共通の史料とした可能性が考えられるだろう。

② 蹴鞠関係の記事

（表3）参照）

同様に、天候記載を持たない日条のかたまりが検出できる話題として、建仁年間に集中する蹴鞠の記事があげられる。建仁元年秋、後鳥羽院から

の上足（蹴鞠の名手）派遣を前に「百日御鞠」を始めて以降（同年七月六日条）、頼家が重病を患う直前の建仁三年七月まで約四十日分と、この間の記事（一一八日分）の三分の一を占めている。そのうち、上足紀行景の下向に伴って特記事項の多い建仁元年秋までは天候記載を伴っており、当時の日記類に基づく可能性もあるが、同年末以降は大きく減少し、建仁三年に至ってはほとんど天候記載がない。

記事の内容も、場所、参加者、鞠数、見証の人物、および装束や所作などの特記事項と、詳細な情報に踏み込んでいる。そのうち大半の記事で言及のある参加者については、個別に列挙した日条も多いが、一方で「人数同前」などと、既出記事を前提に省略したものも同程度に目立ち、しかも先行する日条の記事を受けていないものがある点も注意される。

こうした書きぶりは蹴鞠記事全体におおよそ共通しており、天候の有無による大きな差は見られない。このことから、蹴鞠の具体的な部分については、一定の関心のもとになる共通の原史料に拠ったことが想定される。特に終出となる建仁三年七月十八日条に付された「今日以後無此会」という結果を知る立場からの注記を踏まえると、それは頼家期の蹴鞠の全容が明らかな後世の視点に基づくものだろう。

ここで想起されるのが、同時期の公家社会では、例えば後鳥羽院周辺の鞠会に関する『道家公鞠日記』など、先例の抽出を意図したとみられる、日記の別記や抜書の形をとる鞠会の記録が作成されていた点である（桑山 一九九四）。実朝以降の幕府でも蹴鞠は好まれ、後には「旬御鞠」に際して奉行も置かれたことなどを念頭に置くと（弘長三年正月十日

条）、鎌倉においても鞠会の先例は重要であったと思われる。

とすると、鞠会の具体的内容を記した部分については、頼家期の蹴鞠に関わった人物の日記などから、先例となるべき蹴鞠関係の内容を集めた二次的な記録類がまとめられていて、それが利用された可能性が考えられるだろう。

③ 事件・変異の記事（表4）参照

いま一つ注意されるままとりとして、十二支による時刻表記があるものの、天候記載のない日条があげられる。時刻を有する記事には天候記載も伴うことが多く、頼家將軍記でも半数以上が該当するが、それでも四割程度は、原史料から当日の天候の情報が得られなかったことになる（表1参照）。

こうした記事は、内容的に大きく二つのグループに分けられる。一つは、正治二年正月の梶原景時の滅亡や建仁三年の比企氏の乱など、合戦・軍事行動や事件の展開・推移に関わるもので、例えば前者についての「合戦記録」（正治二年正月二十三日条）など、報告書や調書の類が主たる情報源として想定できる。その場合、原史料の性格上、得られる情報が時刻のみというのも理解できる。

もう一つは、天変や怪異に関する記事である。頼家將軍記でこの分類の記事に天候記載があるのは、先述の椀飯と同様に複数の話題からなる日条に限られ、大半が天候なし、時刻ありのパターンで共通する。

天変など特異な事象が生じた際には、陰陽師らが吉凶の占い・勘申を行ったことから、この種の記事の原史料の候補として、陰陽師の家に残

された記録があげられている「高橋 二〇一二」。吉凶の判断には事象の発生・確認時刻が重要な基準であり、時刻は必須の情報として特記されたと考えられるのである¹⁴⁾。

ただ頼家期の場合、専門の陰陽師が鎌倉に常駐する以前の段階にあること、ほぼ共通して天候の情報がないことから、当時の日記そのものというよりは、陰陽師が関わる事象の情報を先例として蓄積・整理した、後代の記録類を候補として考えるべきかもしれない¹⁵⁾。

例えば、建仁三年には鶴岡八幡宮での鳩の怪死の記事が集中し、頼家の病氣引退、比企氏の滅亡という結末を暗示する構造のようにもとれる。ただ、実朝暗殺の直前にも同様の記事が見られることに注意すると（承久元年正月二十五日条）、後に八幡神の使者たる鳩の怪異の先例（あるいは伝承）が蓄積され、源氏将軍の有事に共通する予兆として整理・理解されていたものが、それぞれ記事に反映されたとみることのできるだろう。

また宝治合戦の直前、陸奥津軽の海辺に大魚が漂着すると、「世御大事」の予兆として、奥州合戦や和田合戦とともに建仁三年の頼家の有事が先例に挙げられたという（宝治元年五月二十九日条）。京都でも、寛元三年の正月に雷鳴が続いた上、鎌倉の大雪の情報が入った際、「將軍有事」の前には大雪が降り、正月の雷鳴は「將軍有災」と結びつくとして、ともに頼家の先例も挙げられている¹⁶⁾。このように、天変や怪異の発生に際して、その事象の意味するところを解釈する必要上、参照すべき先例などを集めた媒体が存在したであろうことは想像に難くない。

【表 4】頼家将軍記中の天候なし、時刻ありの記事と天変・怪異記事

	日付	天	時	内 容	分類	別件
1	正治 1. 5. 16	×	丑	大地震	B 天変	有
2	正治 1. 5. 22	×	丑	火災	B 火災	
3	正治 2. 1. 21	×	巳	梶原景時らの首を路次に懸く	A 合戦	
4	正治 2. 1. 23	×	酉	駿河国住人等が合戦記録を献ず	A 合戦	有
5	正治 2. 8. 21	×	午	宮城四郎、芝田次郎追討に進発	A 合戦	
6	建仁 1. 2. 3	×	未	飛脚到着（京都で事件発生）	B 飛脚	
7	建仁 1. 3. 10	×	卯	地震、火災（未刻）	B 天変	
8	建仁 1. 9. 20	○	深更	「月星」のようなものが落ちる	B 天変	有
9	建仁 2. 1. 28	×	卯	大地震、朝日が両輪（辰一点）	B 天変	
10	建仁 2. 8. 18	○	午	鶴岡若宮西廻廊に鳩飛来（酉まで）	B 怪異	有
11	建仁 2. 12. 24	×	卯	地震、雷鳴（北条本は本文に「雪降」）	B 天変	
12	建仁 3. 3. 10	×	亥	頼家病悩（時刻は前日）	B 病氣	
13	建仁 3. 5. 19	×	子	阿野全成を召籠	A 事件	
14	建仁 3. 5. 25	×	申	阿野全成配流	A 事件	
15	建仁 3. 6. 30	×	辰	鶴岡若宮で鳩怪死	B 怪異	
16	建仁 3. 7. 4	×	未	鶴岡で鳩の食合、怪死	B 怪異	
17	建仁 3. 7. 9	×	辰	鶴岡で鳩怪死	B 怪異	
18	建仁 3. 9. 2	×	未他	比企能員一族滅亡（比企氏の乱）	A 事件	
19	建仁 3. 9. 6	×	（晩）	新田忠常誅殺	A 事件	

天変・怪異記事については天候記載のあるものも挙げている。

分類欄…A＝合戦・事件関係、B＝陰陽師に係る案件

ところで、ここで想定したような、蹴鞠や怪異など特定の事項を扱う二次的な記録類を利用した可能性のある記事は、頼家将軍記後半の特に建仁二・三年、同時代の日記類に恵まれない中、対照的に比重が高まっ

ている。こうした文献では主題と関係ない情報は落とされているケースも少なくないから、結果として頼家將軍記の後半は、内容面で蹴鞠や怪異への偏りを生むことになる。この状況は従来、頼家のマイナス評価に直結していたものだが、それには依拠した原史料の問題も大きく関わっていると思われることに注意すべきであろう。

四 天候記載のない記事と原史料Ⅱ 文書の利用

(1) 存在が明示された文書〔表5〕

頼家將軍記全体の半数強を占める天候記載のない日条のうちには、右のように後発的・二次的な記録類が原史料とみなしうるものも一定程度存在するが、それとともに有力な情報源として想定されるのが文書史料である。

もつとも、頼朝將軍記が多くの文書を引用するのに対し、頼家將軍記では文書そのものの直接的な引用はわずか二通と極端に少ない。¹⁷⁾

一通は、建久十(正治元)年三月二十三日付で大江広元が奉じた伊勢祭主宛て御教書で、おそらく頼家の代始に伴う祈禱のため、地頭職を停止・寄進した伊勢神宮領六ヶ所のリストである(同日条)。頼家將軍記以降、寺社や御家人宛ての権利文書の直接引用は例外的になる一方、頼朝將軍記では伊勢神宮関係文書の引用は多く、これらは伊勢神宮が幕府に提出した文書群が用いられたと考えられている〔高橋 二〇〇六・〇七〕。当該文書もこの文書群に入っていたものだろう。

もう一通は、正治二年正月二十三日条に引用された同月二十一日付の

合戦注文(吉川本は日付なし)で、京都をめざす梶原景時らを討ち取った駿河国住人らが、鎌倉に参着して提出した「合戦記録」の一部とみられる。同月二十日条には駿河での合戦の詳細が記されているが、これも提出された「合戦記録」など後日の報告に基づくものだろう。

とはいえ、これ以外に文書が編纂材料とならなかったわけではない。まず本文中に文書の作成や発給の事実が明示された記事は、十数例ほどあげられる〔表5〕①。これらの多くが天候記載をもたず、文言の引用を伴うことから、実際の文書に拠った可能性は高く、現存数自体少ない頼家期の発給文書に関する情報としても貴重である。一方で少数ながら存在する天候記載を伴う記事は、日記類に記録された文書の発給手続きの可能性も考えられるが、その場合、頼家期の実務を知る上でも重要である。

また、幕府側にもたらされた文書が明示された事例もある〔表5〕②。このうち、朝廷の宣旨や改元詔書、除書の到来は大半が天候を伴っており、日記類に拠る可能性が高いが、御家人が款状や請文を提出したとする記事は、御家人宛ての文書とともに天候のないものが主流で、御家人の家に伝わった文書や言説が情報源と考えられる。

例えば個別の御家人では佐々木氏関係の内容が目立つが、『吾妻鏡』を通して佐々木氏に伝わる文書・言説の影響の大きさが知られており〔五味 二〇〇〇・高橋 二〇〇七〕、それに重なる傾向として注意される。また河野氏についても、偽文書の疑いもある関係文書を引用して特例的地位が認められたとする記事があり(元久二年閏七月二十九日条)、

【表5】頼家将軍記中に見える文書

① 幕府側の発給文書

	日条	天	文書名	発給・奉行	受給・宛所	引用	内容・備考
1	正治 1.3.6	○	広元朝臣奉書	大江広元	安倍資元		頼家当年星祭を依頼
2	正治 1.3.23	×	関東御教書	広元	伊勢祭主	本文	神宮領地頭職停止・寄進(鎌倉遺文 1044)
3	正治 1.4.20	×	書下	梶原景時・中原仲業	政所	有	頼家近習の特別扱い
4	正治 1.10.24	×	御教書	広元	(伊勢神宮)	有	神宮の訴→神宮領荘園への妨げを禁止
5	正治 2.1.24	×	御教書	広元	(朝廷)	有	景時誅伐、惟義・広綱への残党搜索指示を報告
6	正治 2.8.10	×	下知	広元・藤原親能	中村掃部丞	有	陸奥・出羽の地頭所務
7	建仁 1.4.3	○	御教書		佐々木盛綱	有	評議の結果発給、城資盛の追討(4/6)
8	建仁 1.5.13	×	御教書		佐々木経高		子息高重、経高赦免の御教書を差し届洛
9	建仁 1.12.2	○	左衛門督辞状	(頼家)	(朝廷)		三善宣衡、辞状提出の使節として上洛
10	建仁 3.4.6	×	御教書	平盛時	河野通信	有	伊予国中の近親・郎従統率を認める
11	建仁 3.9.5	×	御書	(頼家)	義盛・忠常		時政追討を命ず
12	建仁 3.9.10	×	遠州御書	北条時政	(諸御家人)	有	所領安堵

② 幕府側にもたらされた文書

	日条	天	文書名	発給・差出	受給・宛所	引用	内容・備考
1	正治 1.2.6	○	宣旨(1/26 付)	(朝廷)	(頼家)	有	諸国守護を奉行、宣旨到来につき吉書始
2	正治 1.3.22	×	款状	佐々木盛綱	(頼家?)	有	「徹質沈論」を訴える(実際は子信実の時代か)
3	正治 1.8.20	○	起請文	安達景盛	頼家		野心なき旨を起請
4	正治 1.10.24	×	請文	安達盛長	(幕府)	有	代官善羅は伊勢神宮領を押妨せず
5	正治 1.10.28	○	連署状	御家人 66 人	広元→頼家	有	梶原景時弾劾(11/10・12・13・12/18)
6	正治 1.11.30	×	武蔵国田文				頼朝時代に惣検、田文として整える
7	正治 2.1.15	○	除書(1/5 付)	(朝廷)	(頼家)		頼家叙従四位上の除書到来
8	正治 2.1.23	×	合戦記録(1/21)	(駿河国住人)	(幕府)	本文	梶原景時追討(鎌倉遺文 1100)
9	正治 2.4.9	×	除書(4/1 付)	(朝廷)	(時政)		時政任遠江守、叙従五位下
10	正治 2.7.27	×	六波羅書状	(在京御家人)	(幕府)	有	佐々木経高、後鳥羽院の逆鱗に触れる
11	正治 2.11.1	○	官宣旨	頭弁藤原公定		有	柏原弥三郎の追討
12	正治 2.11.7	○	除書(10/26 付)	(朝廷)	(頼家)		飛脚到来、頼家任左衛門督、叙従三位
13	建仁 1.2.22	○	改元詔書	(朝廷)	(幕府)		詔書到来、康信が御所に持参
14	建仁 1.5.6	×	款状(4/21 付)	佐々木経高	時政→頼家	有	5 日子息高重が提出、無実と勲功を主張
15	建仁 1.5.14	○	一封状	佐々木盛綱	義盛→頼家	有	合戦報告

河野氏に絡む文書・言説が将軍記をまたいで用いられたとみられる。¹⁸⁾ただ、これらについては、文書そのものに基づくのか、あるいはそれをもとにした御家人の家の理解・主張の反映なのかも、入念に見定める必要もあるだろう。

(2) 文書利用が想定される記事

右のような文書の直接引用や、文書が存在が明確なもののほか、幕府の立法・命令の伝達や、御家人・寺社の権利などに関する記事もほぼ天候記載がなく、文書をベースに作文された可能性が考えられる。

① 幕府の立法・命令の伝達 (表6) ①

頼経将軍記では、幕府評定での決定を六波羅に通過する旨の記事に、現存する追加法所収の関東御教書との対応から、文書から作文したと判断される地の文が数多く認められる「高橋 二〇一九」。追加法のない頼家期では同様な対応関係の分析は困難だが、そこで提示された文書利用のパターンを手がかりにアプローチすることは可能だろう。

例えば、「○○の由を、××に仰せらるる」のような形は、××を宛所とした通達文書を利用したものに多く、また、「△△の事、○○の由、定めらるる」のような形も、幕府の立法を伝える文書を本文に取り込む際の定型句のようになっているという。

頼家将軍記でもこの形をとる記述が数例あり、文書を利用した記事の候補に加えることができそうである。注意されるのは、これらの命令対象が「在京御家人等」「諸国守護人等」など不特定な点で、このことは、

その情報源が個別の家の文書ではなく、幕府側で保管されていた文書の控えであった可能性を示すと思われる。

その場合、こうした記事に大江広元が関与している事例が目立つ点が注目される。貞永元年、広元が生前所持していた執務に関わる記録や文書、「条々式目」などの再収集が図られたが（同年十二月五日条）、それらは頼朝將軍記の原史料にも利用されたと考えられている〔五味 二〇〇〇・高橋 二〇〇七〕。とすると、頼家將軍記における幕府の命令・立法に関する記事の原史料についても、かつて広元が集積・保管していた文書や「式目」などのうちに、頼家期に関するものがあれば、それらが有力な候補として浮上してくるだろう。

② 寺社・個人の権利関係の記事（表6）②

個別の所領安堵・給与や所職の補任、裁許といった案件は、日記類に記されることもあるが、頼家將軍記では【表5】の事例も含めて天候記載を持つものが非常に少なく、文書の利用を想定すべきものが主流と考えられる。

寺社関係では所領・地頭職の寄進や相論に関するものが中心で、特に伊勢神宮領関係が頼家期を通して目立つ。先述の引用文書と同様、伊勢神宮が提出した文書群によると考えられる。また箱根山に中分寄進された早河荘に関しては、頼朝の寄進状の引用も知られており（治承四年十月十六日条）、箱根山側の権利主張と結びついた一連の文書群の存在が想定される。陸奥葛岡郡の新熊野社についても、複数の將軍記にわたって訴訟記事が見えており（建暦元年四月二日条）、同社の訴訟関係の文書

を基礎とするものだろう。

やや毛色の異なる楽人の多氏の相続に関する記事も、複数の將軍記に文書の引用が確認されるもので（建久四年十一月十二日条他）、やはり一

【表6】文書利用の可能性のある主な記事

①幕府の命令・立法の伝達

	日条	天	奉行	命令・通達対象	内容・備考
1	正治 1.3.12	×		在京御家人等	A 医師丹波時長の招聘
2	正治 1.4.27	×	広元	東国分地頭等	B 新開水便荒野★
3	正治 1.9.17	×	広元・景時	諸国守護人等	A 京都大番役の催促
4	正治 2.1.15	○	義盛	諸御家人	A 京都大番役の勤仕(別件あり)
5	正治 2.4.11	×	広元・康信	(佐々木広綱カ)	B 吉田親清の罪名定
6	建仁 1.2.5	×		京畿御家人等	A 城長茂の探索命令
7	建仁 2.10.15	×	広元	諸国守護人等	A 諸国守護人等奉行条事★
8	建仁 3.6.24	×		仲章・定綱	A 全成子息等の搜索・誅殺
参	正治 1.4.12	×		(記載なし)	B 諸訴論事(13人の合議制)
参	建仁 2.5.2	×		(記載なし)	B 兄弟相論事★

②個別の御家人・寺社等の権利関係

	日条	天	奉行	受給者	内容・備考
1	正治 1.3.23	×		伊勢祭主	同日条引用文書とは別文書
2	正治 1.5.16	×	広元	(伊勢神宮)	地頭職寄進
3	正治 1.11.8	×	時政	多好節	譲与安堵
4	正治 1.12.29	×		小山朝政	播磨国守護職補任★
5	正治 2.5.28	×		陸奥新熊野社	葛岡郡の堺相論裁許★
6	建仁 1.12.3	×		佐々木経高	所領返給
7	建仁 2.5.30	×		筥根山	早河荘中分寄進
8	建仁 3.3.10	×	広元	(伊勢神宮)	地頭職寄進

・①の内容欄 A=「○○之旨(由)、被仰××」、B=「○○之由、被定」の形式

・★印=笠松宏至氏の『吾妻鏡』“地の文のみ”幕府法」に含むもの(笠松 1997)

連の関係文書群の存在が想定されるものである。

個別の御家人では、佐々木経高への所領返給は、先述の佐々木氏関係の史料群に属するものとみられる。小山氏については、頼朝期の政所下文の引用が知られ（建久三年九月十二日条）、朝政の播磨守護職に関しても、後に嫡孫長村への所領・所職の相伝に際して「將軍家代々御下文」の存在が明記されており、¹⁹⁾小山氏関係の史料群に基づく可能性が考えられる。

これらの記事は、複数の將軍記で関連記事が検出できるものが多い。將軍記をまたいで利用された共通の原史料・文書群を典拠とする可能性が示されていよう。

(3) 土佐国守護職補任記事と文書史料

これまでみてきたような文書利用の形跡やパターンが読み取れないものでも、文書が情報源とみられる記事がある。頼家將軍記に二カ所登場する土佐国守護職「補任」の記事を見てみよう。

史料4 建仁元年七月十日条（北条本）

十日戊午、豊嶋右馬允、補土佐国守護職、佐々木中務承経高法師跡也、

史料5 建仁三年八月四日条

四日己亥、平六兵衛尉義村、補土佐国守護職云々、
前者は建仁元年七月、豊嶋右馬允（有経か）が土佐国守護職に、後者は同三年八月に三浦義村が同職にそれぞれ補任されたとする単純な記事

『吾妻鏡』頼家將軍記の史料論

だが、ともにそのタイミングに問題がある。

前者については、前任の佐々木経高が、国衙への介入などが原因で淡路・阿波・土佐の守護職以下の所帯を召し上げられたのは前年のこと（正治二年八月二日条）、一年近くの空白期間がある。しかもその間に経高は赦免されており（建仁元年五月六日・十三日条）、この時点での経高跡としての守護職補任は不自然である。

また後者は、この年の七月下旬以降、頼家が病に倒れ、深刻な病状にあつたとされる期間にあたる（建仁三年七月二十日条他）。それゆえか、頼家の執務困難な状況に乗じて、比企氏排斥と実朝擁立を図る北条時政・政子らが主導した、三浦氏の取り込み策の如く見る向きもある〔伊藤 二〇一〇〕。

関連の深い二つの記事がともに似た問題を抱えるのは、両者の原史料とも無関係ではなからう。そこで注意されるのは、それぞれの記事と同一の日付を持ち、同じ文書群に属する二通の文書案の存在である。

史料6 建仁元年七月十日、北条時政書状案²⁰⁾

土左国御家人中太秋道折紙献之、如状者、当国内深淵并香宗我部両郷地頭職、給故殿御下文知行之处、彼内村々事、区称不被載御下文、不用地頭之職云々、事若実者、尤以不便候、任御下文之状、可被沙汰付候歟、将又由緒候者、令尋聞子細、可令申左右給、為貴殿守護国之間、所令執申候也、謹言、

建仁元年七月十日

豊嶋馬允殿

遠江守（花押影）
押影（北条時政）

土佐国御家人中太秋道の訴えについて、時政がこの時点で守護を勤めて、「豊嶋馬允」に取り次いだものであり、この日の補任を示すものではない「佐藤 一九七二」。当然ながら、補任当日にこうした手続きを行うのは無理がある。

史料7 建仁三年八月四日、北条時政書状案⁽²⁾

土左中太明道申二ヶ条事、申状具以見給了、

一、当国深淵・香宗我部両郷地頭職之事、前司之時給庁宣了、然者

新司何可有違乱候哉、

一、須留田別符菟田保者、為香宗我部郷最中之由、在庁勘状加一見候了、然者、且守故殿御下文、且任在庁勘状、可令明道知行、至于有限之所、^(阿ルカ)可令仰含給之状如件、

八月四日

遠江守（花押影）

平六兵衛尉殿

建仁三年

秋道の申状に関して時政から義村に宛てた書状である。ここでは義村を直接「守護」とはしていないものの、三浦氏が土佐の守護であったことは事実であり、守護の立場を反映した手続きといつてよいが、これも補任当日の伝達とはみなし難い。

これらの関係について佐藤進一氏は結論を留保しているが「佐藤 一九七二」、史料4・5の記事は、それぞれ史料6・7の情報をもとに作文された可能性が高い「真鍋 二〇一四」。すなわち、ともに現実にはそれ以前から守護であったのを、文書の日付にかけて「補任」の記事とし

てしまい、その際、書状の宛所の部分が、新たな守護の名として本文に取り込まれたと解される。⁽²⁾

その場合、文書を情報源としたとしても、本文記事はその文書に本来記されていた事実・趣旨とは異なる内容になっているケースも存在することになる。頼家将軍記について指摘されがちな意図的な曲筆とは質的に異なるが、注意を要するだろう。

おわりに

以上、『吾妻鏡』頼家将軍記の諸本・原史料をめぐる問題を検討してきた。現状では推測に頼る部分も多く、きわめて粗い整理にとどまっております、他の将軍記の状況とも比較しながら細部を検討し、より精度を高めていくことが求められるが、今後の課題とせざるを得ない。

一方で、こうした整理を基礎に、それぞれの記事が、どのような情報源をどのように扱って成り立っているのかという点に注意を払いながら読み進めていくことで、同じ文面でも見えてくるものが変わってくる。その作業の積み重ねから、頼家の時代について、通説的理解とは異なる新たな側面が見出される可能性も大いに期待できるだろう。

注

(1) 「藤本 二〇一四」など。研究の現況については「坂井 二〇二二」を参照。

(2) 戦前の「八代 一九一三」以降、現在に至るまでの史料論の進展に関しては「高橋 二〇〇七・二〇一八」を参照。

- (3) その観点から、本稿では特に断らない限り、頼家將軍記のテキストとして高橋秀樹編『新訂吾妻鏡』四（和泉書院、二〇二〇年）を用いている。また『吾妻鏡』を典拠とする場合は日条のみを記す。

- (4) 正治二年三月二十九日条、四月九日条。

- (5) 例えば仁治元年四月二十日条「遠藤 二〇一八」など。

- (6) 南部本の画像は、国文学研究資料館の新日本古典籍総合DBで閲覧できる。

- (7) 『大日本史料』建仁元年正月二十三日条。なお、国史大系本では、「朝観」の前に「等飛脚参着、申云、去月廿三日、天皇」を本文として補入し、「等以下十四字、拠下文及百鍊抄意補」と注記する。他の記事・史料をもとに推定して補ったことだろうが、史料の扱いとしては問題がある。

- (8) ただし島津本には、その祖本段階で、誤りとみた表記に独自に手を加えたと思われる箇所がある「藤本 二〇一八」。

- (9) なお宗尊將軍記は、日記類の利用がさらに増加する一方、文書の引用も増加している点で、他の將軍記とはやや異なる「高橋 二〇〇七」。

- (10) 『延慶本平家物語』第四、宮内判官公朝関東へ下事。

- (11) 『古事談』第一―四七、顕基出家の事、同五〇、頼通東宮の事を不受の事。ただし、文面としてはむしろ、「十訓抄」所載の同話（六十一・十二）とほぼ一致する。『十訓抄』所載の説話と一致する会話文は、元久元年九月十五日条にも認められており「五味 二〇〇〇」、古事を引く形の会話文の情報源を考える上で注意される。

- (12) 正治二年正月八日条では梶飯沙汰人も勤めている。

- (13) ただしこの件は頼家の言動とは関係なく、「藪本 二〇二〇」のいう「泰時の徳人化」ではあっても、「頼家の悪王化」を意図したものとはみせない。

- (14) 時刻のみを記す日条は、京都の事件を伝える飛脚の到来（史料1―②）や頼家の発病もあるが、こうした案件も陰陽師の占いの対象に含まれた「高橋

『吾妻鏡』頼家將軍記の史料論

二〇一」。

- (15) なお、実朝期に陰陽師が鎌倉に下向した後は、ほぼ天候記載を伴うようになるが、それ以前は天候記載のない事例が目立つ。

- (16) 『平戸記』寛元三年正月十六日条。

- (17) 吉川本の正治二年末尾に載せる文覚書状は除く。

- (18) 『笠松 一九九七』では同一のソースになる可能性に配慮しながらも、建仁三年四月六日条については幕府側の記録とみるが、内容的にも情報の出所は河野氏側とみるのが妥当と思われる。

- (19) 寛喜二年二月二十日、小山朝政讓状案（鎌倉遺文三九六〇）。

- (20) 香宗我部文書、鎌倉遺文一二三三。

- (21) 同右、鎌倉遺文一三七一。

- (22) よって、北条氏を補任の主体とする考えは、もとより成り立たない。

主要参考文献

- 伊藤邦彦『鎌倉幕府守護の基礎的研究 論考編』岩田書院、二〇一〇年
井上聡「『吾妻鏡』諸本異同表（稿）」（『島津家本吾妻鏡の基礎的研究』東京大学史料編纂所、二〇一八年）
遠藤珠紀「南部本『東鏡』第五十七（仁治元年）」（同右、二〇一八年）
笠松宏至「中世人との対話」東京大学出版会、一九九七年
黒嶋敏「北条政子」（『公武権力の変容と仏教界』清文堂、二〇一四年）
桑山浩然「蹴鞠書の研究」（『蹴鞠の研究』東京大学出版会、一九九四年）
河内祥輔「日本中世の朝廷・幕府体制」吉川弘文館、二〇〇七年
五味文彦『増補 吾妻鏡の方法』吉川弘文館、二〇〇〇年
五味文彦・本郷和人編『現代語訳吾妻鏡 7 頼家と実朝』吉川弘文館、二〇〇九年
坂井孝一『源氏將軍断絶』PHP研究所、二〇二一年

佐藤進一『増訂鎌倉幕府守護制度の研究』東京大学出版会、一九七二年

高橋秀樹『吾妻鏡と和田合戦』（『郷土神奈川』四四、二〇〇六年）

高橋秀樹『吾妻鏡原史料論序説』（『中世の内乱と社会』東京堂出版、二〇〇七年）

高橋秀樹『歴史叙述と時刻』（『中世の軍記物語と歴史叙述』竹林舎、二〇一一年）

高橋秀樹『不説助字からみた『吾妻鏡』の史料論』（『年報三田中世史研究』二二、二〇一五年）

高橋秀樹『吾妻鏡の諸本』（『島津家本吾妻鏡の基礎的研究』前掲、二〇一八年）

高橋秀樹『吾妻鏡』の文書利用について』（『國學院雑誌』一二〇—一二一、二〇一九年）

藤本頼人『源頼家像の再検討』（『鎌倉遺文研究』三三、二〇一四年）

藤本頼人『島津本吾妻鏡の伝来と利用をめぐって』（『島津家本吾妻鏡の基礎的研究』前掲、二〇一八年）

益田宗『吾妻鏡の本文批判のための覚書』（『東京大学史料編纂所報』六、一九七一年）

益田宗『吾妻鏡の伝来について』（『論集 中世の窓』吉川弘文館、一九七七年）

真鍋淳哉『三浦義村』（『公武権力の変容と仏教界』清文堂、二〇一四年）

八代国治『吾妻鏡の研究』明世堂書店、一九一三年

數本勝治『吾妻鏡』の文脈と和田合戦記事』（『軍記と語り物』五六、二〇二〇年）

龍肅『源頼家伝の批判』（『鎌倉時代 上』春秋社、一九五七年）

〈付記〉

本稿は、東京大学史料編纂所共同利用・共同研究拠点における一般共同研究「吾妻鏡諸本の研究」（二〇一七・一八年度、研究代表者高橋秀樹）における研究成果の一部である。

【付表】頼家將軍記における漢文写本・南部本間の主な異同

	日付	新訂	漢文写本（吉川本15・16）	南部本（巻16（20上））	南部本底本の想定文字列
1	正治1・6・30	189	姫君（三幡）遷化	ひめ君（三幡）せんげし給	姫君（三幡）遷化給
2	正治1・7・10	190	国中難静謐	国中せいひつしがたからんか	国中難静謐歟
3	正治1・10・27	197	東宮（後冷泉）	東宮（後冷泉院）	東宮（後冷泉院）
4	正治1・11・18	201	軼怖諸人之弓箭云々	おそらくハ諸人のゆミヤにこえたるかと云々	軼怖諸人之弓箭歟云々
5	正治1・11・19	201	午剋還御、能員故献御引出物	むまのこくにかんぎよし給ふ、能員御ひきで物をたてまつらる	午剋還御給、能員被献御引出物
6	正治1・12・29	202	補幡（播）磨国守護職畢	はりまのくにのしゆごしよくにふせられおはんぬ	被補播磨国守護職畢
7	正治2・1・4	203	御碗飯	御碗飯なり	御碗飯也
8	正治2・2・6	211	不可有鑿樋引橋之計難治歟云々	ほりをほりはしをひくはかりことなんぢなるべきかと云々のこる所ハわづかにはりをたつるばかりなり	掘濠引橋之計可難治歟云々
9	正治2・3・14	219	所残僅立錐（針）	はくちうにおこなふ所のざいくハよりもおもしろ	所残僅立針計也
10	正治2・4・10	221	白昼所行罪科重哉	かの親清のざいミやうを申さる	従白昼所行罪科重〔哉〕
11	正治2・4・11	221	申彼親清之罪者（名）	御じひつをそめられ	被申彼親清之罪名
12	正治2・5・28	222	染御自筆	こんやハ御止宿と云々	被染御自筆
13	正治2・6・16	223	今夜御止宿	めしにつかハさるといへとも	今夜御止宿云々
14	正治2・8・21	226	雖遣召	しよ人きそいのそミをなす也	雖被遣召
15	正治2・9・2	227	諸人為競望 常盛不及着衣	つねもりいしやうをきるにをよバす	諸人為競望也 常盛不及着衣裝
16	正治2・10・21	229	（22日）遠州献盃酒	遠州盃酒をけんぜらる	遠州被献盃酒
17	正治2・12・3	231	而更不可勝源性之由吐詞	源性はいくしかりともさらに源性にハかつべからざるよしことばをはく	源性云而更不可勝源性之由吐詞
18	建仁1・1・4	232	不伴参其僧甚越度也	その僧をともしなひまいらさる事、ハなはだをちどなり	不伴参其僧事、甚越度也
19	建仁1・2・3	244	被奉神馬三疋	神馬三疋をたてまつらると云々	被奉神馬三疋云々
20	建仁1・3・4	246	（史料1―①）	（史料1―②）	（本文参照）
21	建仁1・3・10	247	遂出家……被渡大路	出家をとくと云々……大路をわたさると云々	遂出家云々……被渡大路云々
22	建仁1・4・2	248	至由井人屋、片時之間数丁災	由井のはまにいたりて人屋数十宇へんしのまに災	至由井浜人屋数十宇、片時之間災
23	建仁1・4・3	248	佐渡・越後両国軍兵雖襲之 仰在国士、可被追討否、可被遣当 参之輩否、各被擬評定	よつてさど・えちご両国のぐん兵等これをおそふといへども在国の士におはせてついたうせらるへきか、また当参のともがらをつかハさるべきかいなや、ひやうぎをこらさる	仍佐渡・越後両国軍兵等雖襲之 仰在国士、可被追討歟、又可被遣当参之輩否、〔各〕被擬評議

	日付	新訂	漢文写本（吉川本15・16）	南部本（巻16（20上）	南部本底本の想定文字列
24	建仁1・5・14	251	構城柳於越後国鳥坂、近国之際、存忠直之輩愁雖来襲、還悉以敗北、	城郭をちちごの国鳥坂にかまふの間、きんごくに忠直をぞんぜしともがら、なましいにおそひたるといへども、かへつてことごとくはいほくせり、	構城郭於越後国鳥坂之間、近国存忠直之輩愁雖「来」襲、還悉「以」敗北、
25	建仁1・6・1	252	被尽歌曲	歌曲をつくさると云々	被尽歌曲云々
26	建仁1・6・2	253	其顔色太花麗、傍輩等妬之	そのがんしよくはなはだ花麗なるゆへに、はうばいらねたミて、	其顔色太花麗故、傍輩等妬之
27	建仁1・6・28	253	殆可陵園配棄云々	ほとんど陵園妾も愧（ハづ）へしと云々	殆可愧陵園妾云々
28	建仁1・6・29	253	有所存云々	所存あるかと云々	有所存歟云々
29	建仁1・7・6	254	勅許之間 北条五郎時連主……肥多八郎宗直 等候之	勅許ありし間 北条五郎時連主（後ハ時房と云）……肥多八郎宗直 （改行あり）是等さふらへり	有勅許之間 北条五郎時連主……肥多八郎宗直 是等候之
30	建仁1・7・10	255	補土佐国守護職	とさの国のしゆごしよくに補せらる	被補土佐国守護職
31	建仁1・9・7	255	紀内所行景鞠足	紀内所行景（鞠足）	紀内所行景（鞠足）
32	建仁1・9・9	256	猶前庭以離菊浮盆 行景跪盃、金吾自取銀劍令与之給	前庭のまがきの菊をおりさかづきにうかへて 行景ひざまづきてさかづきをたまはるとき、金吾みづから銀劍をとつてあたへさせたと云々	折前庭離菊浮盆 行景跪給盃之時、金吾自取銀劍令与之給云々
33	建仁1・9・15	257	大田兵衛尉之式	大田兵衛尉範俊（のりとし）	大田兵衛尉範俊
34	建仁1・10・1	259	御所御鞠	御所の御鞠也	御所御鞠也
35	建仁1・10・2	259	具達聴	つぶさに御き、にたつせり	具達御聴
36	建仁1・10・6	260	面々自沙汰人所被用意也	兼日さた人におほせてよういせられし也	兼日仰沙汰人「所」被用意也
37	建仁1・10・21	260	御所御鞠	御所の御鞠なり	御所御鞠也
38	建仁1・10・27	260	鶴岡八幡宮廻廊・八足門上棟	つるが岡八幡宮の廻廊・八あしの門むねあげなり	鶴岡八幡宮廻廊・八足門上棟也
39	建仁1・11・2	261	御所御鞠	御所の御鞠也	御所御鞠也
40	建仁1・11・13	261	導師趣学房……唱導読上之間	だうしは題学房なり……導師よミ上られし間	導師趣学房也……導師被読上之間
41	建仁1・12・2	261	十二月（板本欠）	十二月大	十二月大
42	建仁1・12・3	262	定可挿阿党之思	さだめて阿たうのおもひをさしはさむべきか	定可挿阿党之思歟
43	建仁1・12・28	262	十五日捧御辞表、無勅許	去ぬる十五日御辞表をさゝぐる処に、ちよつきよなふして	去十五日捧御辞表之處、無勅許
44	建仁1・12・29	262	被返下鎮西	鎮西に返し下さると云々	被返下鎮西云々

64	建仁3・3・10	281	寄附太神宮領	太神宮領にきふせらる	被寄附太神宮領
63	建仁3・3・3	280	鶴岡一切経会	つるが岡の一切経会なり	鶴岡一切経会也
62	建仁3・2・5	280	導師安楽房、請僧六口	導師ハ安楽坊也、請僧六口と云々	導師安楽坊也 請僧六口云々
61	建仁3・2・4	280	下手神人(号職掌)等也	下手ハ神人(職掌とかうす)等ひと云々	下手神人号職掌等引云々
60	建仁3・1・2	278	今夜御逗留	今夜ハ御とうりうと云々	今夜御逗留云々
59	建仁2・⑩・13	278	御行始隼人入道宅	御行始として、はやとの入道が家にいらせ給	為御行始、入御隼人入道家
58	建仁2・10・29	276	招請鎌倉中諸堂僧侶於営中	かまくら中の諸堂の僧侶を営中にてうしやうせられ	被招請鎌倉中諸堂僧侶於営中
57	建仁2・9・29	276	嫌申所存之念(企)尤不審	きらひ申でう、所存のくハたてもつともふしんなり	嫌申条、所存之企尤不審也
56	建仁2・9・21	276	見其能惡(立)之間	そのよしあしをみて立る処に	見其能惡立之処
55	建仁2・9・18	276	御所北御壺	小御所のきたの御つば	小御所北御壺
54	建仁2・9・10	275	依有以箭数給之	やかずあるによつてこれをたまはると云々	依有箭数給之云々
53	建仁2・8・24	275	忠常獻懸物、十物百	忠経かけものをたてまつる、十物百なり	忠経獻懸物。十物百也
52	建仁2・8・5	275	成也	小笠原阿波弥太郎……中野五郎能成等なり	小笠原阿波弥太郎……中野五郎能成等也
51	建仁2・6・25	275	下向伊豆・駿河両国狩倉賜(給)	いつするがに下向し給、両国にて狩倉をみたふ	下向伊豆・駿河給、覽両国狩倉給
50	建仁2・5・10	274	將軍御參鶴岡宮	將軍家つるが岡の宮にまいりたふ	將軍家御參鶴岡宮
49	建仁2・3・15	273	三嶋社祭	三嶋のやしろの祭まつりなり	三嶋社祭也
48	建仁2・3・8	273	有保忠給	なだめさせ給と云々	有保忠給云々
47	建仁2・2・27	272	誓盟、祖達怖畏之餘、奔參御所門前	祖達怖畏のあまりに、大ぼさつにせいめいし、ごしよの門前にはしりまいる	祖達怖畏之餘、誓盟大菩薩、奔參御所門前
46	建仁2・2・20	270	舞女父為成已亡云々	舞女がち、為成ハすでにめつばうすと云々	舞女父為成已滅亡云々
45	建仁2・1・9	269	當宮供僧、一和尚	當宮供僧、一和尚也	當宮供僧、一和尚也
44	建仁2・2・20	267	為移植于鞠御壺	まりの御壺にうつしうえられんために	為被移植于鞠御壺
43	建仁2・2・27	266	饗応	饗応せらる	被饗応
42	建仁2・3・8	266	依不識	こころならず識によつて	依不意識
41	建仁2・3・15	267	速遣御使於奥州	すみやかに御つかひをあふしうにつかはされ	速被遣御使於奥州
40	建仁2・5・10	267	為御供	御ともつかうまつると云々	御供仕云々
39	建仁2・6・25	267	撰射手云々	いてをえらハると云々	被撰射手云々
38	建仁2・6・25	270	(史料2—①)	(史料2—②)	(本文参照)
37	建仁2・8・5	272	舞女父為成已亡云々	舞女がち、為成ハすでにめつばうすと云々	舞女父為成已滅亡云々
36	建仁2・8・24	273	誓盟、祖達怖畏之餘、奔參御所門前	祖達怖畏のあまりに、大ぼさつにせいめいし、ごしよの門前にはしりまいる	祖達怖畏之餘、誓盟大菩薩、奔參御所門前
35	建仁2・9・10	274	將軍御參鶴岡宮	將軍家つるが岡の宮にまいりたふ	將軍家御參鶴岡宮
34	建仁2・9・21	275	下向伊豆・駿河両国狩倉賜(給)	いつするがに下向し給、両国にて狩倉をみたふ	下向伊豆・駿河給、覽両国狩倉給
33	建仁2・9・29	275	成也	小笠原阿波弥太郎……中野五郎能成等なり	小笠原阿波弥太郎……中野五郎能成等也
32	建仁2・9・29	275	忠常獻懸物、十物百	忠経かけものをたてまつる、十物百なり	忠経獻懸物。十物百也
31	建仁2・10・29	276	依有以箭数給之	やかずあるによつてこれをたまはると云々	依有箭数給之云々
30	建仁2・10・29	276	御所北御壺	小御所のきたの御つば	小御所北御壺
29	建仁2・10・29	276	見其能惡(立)之間	そのよしあしをみて立る処に	見其能惡立之処
28	建仁2・10・29	276	嫌申所存之念(企)尤不審	きらひ申でう、所存のくハたてもつともふしんなり	嫌申条、所存之企尤不審也
27	建仁2・10・29	276	招請鎌倉中諸堂僧侶於営中	かまくら中の諸堂の僧侶を営中にてうしやうせられ	被招請鎌倉中諸堂僧侶於営中
26	建仁2・10・29	276	御行始隼人入道宅	御行始として、はやとの入道が家にいらせ給	為御行始、入御隼人入道家
25	建仁2・10・29	276	今夜御逗留	今夜ハ御とうりうと云々	今夜御逗留云々
24	建仁2・10・29	278	下手神人(号職掌)等也	下手ハ神人(職掌とかうす)等ひと云々	下手神人号職掌等引云々
23	建仁2・10・29	280	導師安楽房、請僧六口	導師ハ安楽坊也、請僧六口と云々	導師安楽坊也 請僧六口云々
22	建仁2・10・29	280	鶴岡一切経会	つるが岡の一切経会なり	鶴岡一切経会也
21	建仁2・10・29	281	寄附太神宮領	太神宮領にきふせらる	被寄附太神宮領

	日付	新訂	漢文写本（吉川本15・16）	南部本（巻16（20上）	南部本底本の想定文字列
65	建仁3・3・14	281	御沐浴也	沐浴し給と云々	沐浴給云々
66	建仁3・3・15	281	永福寺一切経会、將軍家為覽舞御出	永福寺一切経会なり、將軍家ふがくをみたはんために御出あり	永福寺一切経会也、將軍家為覽舞樂有御出
67	建仁3・4・3	281	將軍家無御參	將軍家御さんぐうなし	將軍家無御參宮
68	建仁3・4・21	282	御鞠	御鞠あり	有御鞠
69	建仁3・5・5	282	鶴岡臨時祭	つるが岡のりんじのまつりなり	鶴岡臨時祭也
70	建仁3・5・26	283	御進発伊豆国	伊豆国に進発し給	進発伊豆国給
71	建仁3・6・1	284	將軍怪之	將軍家これをあやしませ給て	將軍家怪之給
72	建仁3・6・3	284	被入新田四郎忠常主従六人、忠常賜御劍（重宝）入穴	仁田四郎忠常をいれらるゝ、忠常御劍（ちうほう）をたまはり、主従六人ひとあなに入	被入仁田四郎忠常、忠常賜御劍（重宝）、主従六人入穴
73	建仁3・6・23	285	今日不帰出幕下（暮畢）	今日かへり出す日すでにくれおはんぬ	今日不帰出日已暮畢
74	建仁3・6・24	285	誅阿野法橋全成	阿野法橋全成を誅すと云々	誅阿野法橋全成云々
75	建仁3・8・4	286	補土佐国守護職	とさの国のしゆごしよくに補せらる	被補土佐国守護職
76	建仁3・8・7	286	御不例太辛苦云々	御ふれいはなはだしくし給と云々	御不例太辛苦給云々
77	建仁3・9・1	288	叔姪威等不和儀	家督と姪（をひ）との威（おぢ）等不和の儀	家督姪威等不和儀
78	建仁3・9・2	288	以女房被奉尋遠州	女ばうをもつて遠州をたづねたてまつらるゝ処に	以女房被奉尋遠州之処
		290	猶召具甲冑兵士者	甲冑の兵士をめしぐすにをひてハ	於召具甲冑兵士者
		290	念可參者（島津本「參着」）	いそきさんちやくすへしと云々	急可參着云々
		290	可儲両方小門之「旨」下知給	両方の小門に候へきむねげぢし給	可候両方小門之旨下知給
		292	若君同不免此殃給	わか君もおなじく此わざハひをまぬかれ給はすと云々	若君同不免此殃給云々
79	建仁3・9・3	292	配安房国	安房国に配さる	被配安房国
80	建仁3・9・15	294	若君御座遠州御亭雖可然、成人之程、於同所可扶持候（之）由	若君遠州御亭におはします事しかるへしといへとも成人し給はん程ハ同所ををひて扶持したまふべきよし	若君御座遠州御亭事、雖可然、成人給之程、於同所可扶持給之由

・「新訂」は高橋秀樹編『新訂吾妻鏡』四における掲載頁を示す。網掛けはすでに同書に反映されているもの。
・「漢文写本」は基本的に『新訂吾妻鏡』が底本とする吉川本に基づくが、北条本・島津本など主要な漢文写本の状況も勘案して項目を立てた
・「南部本」・「南部本底本の想定文字列」中の太字は、「漢文写本」のテキストとの異同をさす
・「南部本底本の想定文字列」は、南部本独自の読み癖なども考慮して漢文化したもの。なお、「被」・「也」といった助動詞や「事」などは事例が多く、あるいは読み下しの際に補って読んだものを含む可能性もあるが、ここでは仮に、一括して想定文字列に加えている。